★4月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ

令和7年4月1日～「出生後休業支援給付金」が創設されます！

子の出生直後の一定期間に、両親ともに(配偶者が就労していない場合などは本人が)、14日以上の育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金に併せて「出生後休業支援給付金」が最大28日間支給されます。

1. 支給要件（①および②の要件を満たした場合）

①被保険者

対象期間に、同一の子について、**出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休**または**育児休業給付金が支給される育休**を通算して**14日以上**取得したこと

②被保険者の配偶者

「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して**14日以上**の育休を取得したこと、または、子の出生日の翌日において「配偶者の育休を要件としない場合」に該当していること

2. 支給額

ポイント

育児休業中は申出により、健康保険料・厚生年金保険料が免除され、勤務先から給与が支給されない場合は雇用保険料の負担はありません。このため、**休業開始時賃金日額の80%の給付率で手取り10割相当の給付となります。**

支給額＝休業開始時賃金日額×休業期間の日数(28日が上限)×13%

例：出産予定日より後に子が生まれた場合（母が産後休業を取得している場合）

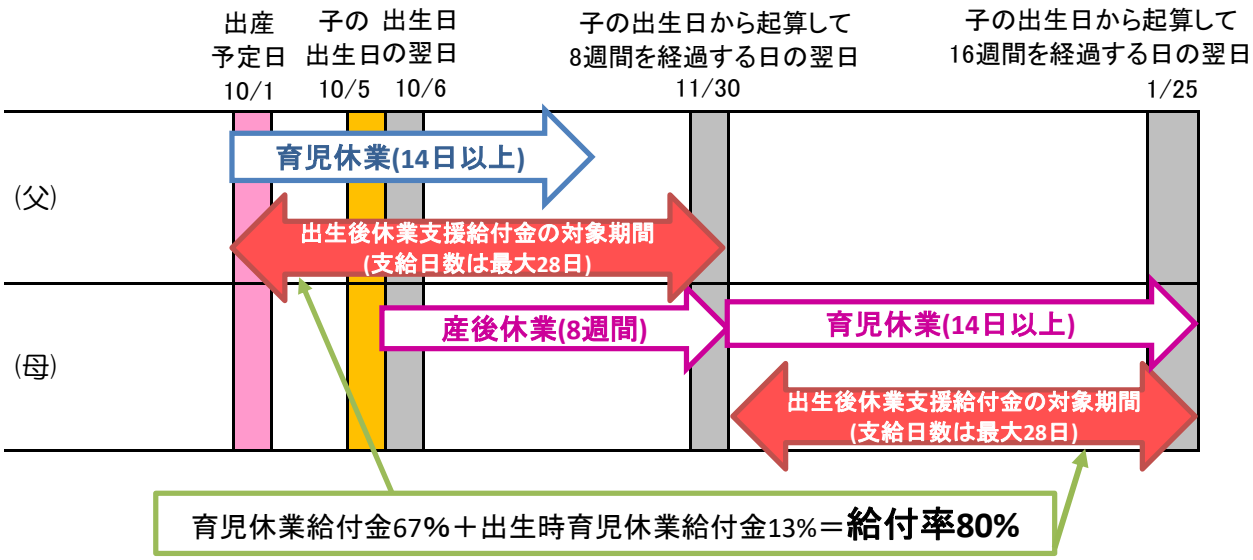

詳細等は、当事務所へお問い合わせください。

★令和7年4月の営業土曜日は以下のとおりです。

5日（土）　休
12日（土）営業（労務）
19日（土）営業（税務・労務）
26日（土）　休

★ ご質問、ご相談等はこちらまで・・・
トキワビジネス協同組合　寺山社会保険労務士事務所
TEL ： 048 － 571 － 2231　FAX ： 048 － 570 － 1929
URL ： http://www.terazei.com/